

契約の概要について記載した契約締結前書面

(警備業法第 19 条第 1 項、同法施行規則第 33 条第 2 号)

お取引業者 _____ 様

株式会社 ロードメイク

代表取締役 原 田 豪

青森市松森一丁目 12 番 13 号

T E L : 017-718-5253 F A X : 017-718-5254

1	警備業務を行う期間	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
2	警備業務を行う時間帯	請負内容により異なるため、警備業務を行う前日までに決定する。
3	警備業務を行うこととする場所	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
4	警備員の人数	人数等は警備業務を行う前日までに決定する。
5	警備員の対象業務	交通誘導警備業務
6	契約の対象外となる業務への対応	両社でその都度協議し、決定する。
7	警備員が有する知識及び技能	警備員教育（新任・現任）を受講している者、交通誘導警備業務 2 級検定合格警備員又はそれに準ずる知識及び技能を有する。
8	警備員が用いる服装	弊社所定の服装（公安委員会届出済）
9	使用する機器又は各種資機材	無線機、手旗、誘導灯、警笛
10	緊急時（負傷者等の事故発生等）の措置	事案に即した所定の処置を講じるとともに、直ちに関係機関等へ必要な連絡を行い、被害の拡大防止に努める。
11	報告の方法、頻度及び時期その他依頼者への報告	毎日、警備業務終了後に作業報告書を作成し、提出する。
12	警備料金	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
13	支払の時期及び方法	請負内容により異なるため、本契約を締結する前日までに決定する。
14	警備業務の再委託に関する事項	他の警備業者に再委託せず、すべて警備業務を弊社にて実施する。
15	免責に関する事項	・天災地変その他弊社の責めに帰さない損害 ・弊社から改善要請を行ったにもかかわらず、是正されなかったために発生した損害
16	損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項	弊社の責めに帰すべき損害について、賠償責任保険に基づき、これを保証する。
17	契約の更新に関する事項	警備業務期間を延長するときは、契約の更新について相互に協議して決定する。
18	契約の変更に関する事項	その都度、協議して決定する。
19	契約の解除に関する事項	その都度、協議して決定する。
20	警備業務に関する苦情の受付窓口	弊社、警備課 TEL : 017-718-5253
21	特約事項	特約事項がある場合は、別紙書面を提出する。